横浜市身近なまちの防災施設整備事業補助金交付要綱

制　　定　平成27年４月１日　都防第1052号（局長決裁）
最近改正　令和５年３月22日　都防第1480号（局長決裁）

（目的）

第１条　この要綱は、地震時の火災による延焼の危険性が高い地域におけるまちの不燃化を推進するため、地域の防災力の向上を図る事業を行う者に対し、市がこれに要する費用の一部を補助することに関し、必要な事項を定め、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

２　補助金の交付にあたっては、次に掲げる法令及び関係規定のほか、この要綱に定めるところによる。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）

(2) 国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第９号）

(3) 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年３月 26 日国官会第 2317 号通知）

(4) 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）

（用語の定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 対策地域　横浜市密集市街地における地震火災対策計画（令和５年４月制定。以下「地震火災対策計画」という。）において、「延焼の危険性が高い地域」として掲げる地域をいう。

(2) 重点対策地域　地震火災対策計画において、「延焼の危険性が特に高い地域」として掲げる地域（不燃化推進地域）をいう。

(3) 自治会町内会等の団体　自治会町内会等の一定区域内に住所を有する者の地縁に基づいて形成され、自主的に運営されている団体（地域まちづくり推進条例第９条における地域まちづくり組織（以下、「地域まちづくり組織」という。）を含む。）をいう。

(4) まちの避難経路　地域における避難上有効な経路をいう。

(5) まちの防災広場　自治会町内会等の団体が、災害時に地域防災活動に活用し、かつ平常時に地域のコミュニティ形成等に利用する公共的な空地をいう。

(6) 「まちの避難経路」行き止まり改善事業　まちの避難経路の行き止まりを解消するために必要な通り抜けを確保するための経路及び施設の整備を実施する事業をいう。

(7) 「まちの避難経路」中心杭等設置事業　まちの避難経路のうち、現況幅員が４ｍ未満の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第２項の規定により指定された道路（私道に限る。）において、中心線の測量及び中心杭等の設置を行う事業をいう。

(8) 「まちの避難経路」安全対策事業　まちの避難経路において、円滑な避難と安全性を確保するための私道の改善及び施設の設置等を実施する事業をいう。

(9) 「まちの防災広場」整備事業　まちの防災広場の整備を行い、まちの防災性の向上、住環境の改善及びコミュニティの形成等を図る事業をいう。

(10) 「まちの防災設備」設置事業　まちの防災性を向上させることを目的に、防災設備を設置する事業をいう。

(11) 防災マップ　地域で活用している発災時の避難場所、防災施設及び災害情報等をまとめた地図をいう。

（補助対象事業）
第３条　補助対象事業は、次の各号に掲げるものとする。
(1)　「まちの避難経路」行き止まり改善事業
(2)　「まちの避難経路」中心杭等設置事業
(3)　「まちの避難経路」安全対策事業
(4)　「まちの防災広場」整備事業
(5)　「まちの防災設備」設置事業
２　各事業の補助の対象者、補助金の額の算出方法、維持管理等並びに補助金交付の事務手続及び条件に関し必要な事項はそれぞれ別途要領で定める。
３　地域まちづくり推進条例第10条に基づき、防災まちづくりを目的として認定を受けた地域まちづくりプラン（以下「地域まちづくりプラン」という。）に基づいた整備を、認定を受けた地域まちづくりプランを運用する地域まちづくり組織が申請する場合は、各事業の要領の定めにかかわらず、補助金額の上限を 500 万円とする（老朽建築物等の除却に要する費用を除く）。
４　前項の規定により、同一年度に複数の事業を申請する場合は、その補助金額の合計金額が500万円を超えないものとする。

（補助の要件）
第４条　補助対象となる事業の要件は、要領に定める要件のほか、次の各号に定める要件を満たすものとする。
(1)　補助の対象地区は別表に定める区域に存するものとする。ただし、防災まちづくりを目的とした地域まちづくり組織及び地域まちづくりプランの対象地域で、別表に定める区域の一部を含む場合には、その地域を対象地区とすることができる。
(2)　他の補助事業と重複していないこと。
(3)　第８条第１項の規定による身近なまちの防災施設整備事業補助金交付決定通知書（第３号様式）の交付を受ける前に補助対象事業の契約を締結していないこと。
(4)　地域まちづくりプラン又は次条に定める身近プランが定められた地域においては、その計画との整合に努めること。

（身近プラン）
第５条　自治会町内会等の団体又は地域まちづくり推進条例第８条における地域まちづくりグループ（以下「地域まちづくりグループ」という。）は、地震時の火災による延焼の危険性が高い地域におけるまちの不燃化を推進するため、地域の防災力の向上を図る身近プランを定めることができる。
２　身近プランの作成にあたっては、対象となる地域の自治会町内会等の団体の了承を得なくてはならない。
３　身近プランには、補助対象事業に関する整備計画を定めなくてはならない。
４　身近プランには、自治会町内会等の団体又は地域まちづくりグループ自らが行う防災に資する事業を定めることができる。
５　自治会町内会等の団体又は地域まちづくりグループは、身近プランの作成に努めること。

（補助の対象者）
第６条　補助の対象者は、自治会町内会等の団体のほか各要領で定めるものとする。

（補助金交付申請）

第７条　補助金の交付を受け、この要綱に規定する手続及びまちの防災施設整備事業の工事を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、第３条第１項各号に掲げる事業ごとに申請を行い、提出する書類は身近なまちの防災施設整備事業補助金交付申請書（第１号様式）を用いなければならない。

２　前項の申請書には、身近なまちの防災施設整備事業補助金収支予算書（第２号様式）及び各要領で定める書類を添付しなければならない。

３　市長は、身近なまちの防災施設整備事業補助金交付申請書への記載又は添付について、次の各号に掲げる事項及び書類を省略させることができるものとする。

(1) 補助事業等の経費の配分及び使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画に関する事項

(2) 補助金等の交付の申請時における補助金等の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類

（補助金交付決定）

第８条　市長は、前条第１項に規定する補助金交付申請があったときは、当該内容を審査し、補助金の交付を決定した場合は、身近なまちの防災施設整備事業補助金交付決定通知書（第３号様式）をもって当該申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要があると認めるときは、身近なまちの防災施設整備事業補助金交付決定通知書（第３号様式）に条件を付すことができる。

３　市長は、第１項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定した場合は、その理由を付して、身近なまちの防災施設整備事業補助金不交付決定通知書（第４号様式）をもって当該申請者に通知するものとする。

４　市長は、前条第１項に規定する補助金交付申請があった日の翌日から起算して 90 日が経過しても、次の各号のいずれかに該当する場合で、第１項に規定する補助金交付決定ができないときは、補助金を交付しないことを決定し、その理由を付して、身近なまちの防災施設整備事業補助金不交付決定通知書（第４号様式）をもって当該申請者に通知することができる。

(1) 当該申請に係る書類等に不備又は不整合がある場合

(2) 当該事業に要する費用が適正であることが提出された書類等により確認できない場合

５　申請者は、第１項の規定による交付決定を受けた年度内に第 13 条に規定する補助金額の確定通知を受けることができるよう、補助対象事業を実施するものとする。

（補助金交付申請の内容変更）

第９条　申請者は、前条第１項の規定による補助金交付決定を受けた後、事情により第７条第１項の規定による補助金交付申請の内容を変更（補助対象事業の種別の変更を除く。）する場合は、あらかじめ身近なまちの防災施設整備事業補助金交付変更申請書（第５号様式）を市長に提出し、補助金交付変更申請をしなければならない。

２　前項の申請書には、身近なまちの防災施設整備事業補助金収支予算書（第２号様式）及び各要領で定める書類を添付しなければならない。

（補助金交付申請の内容変更の承認）

第 10 条　市長は、前条第１項に規定する補助金交付変更申請があったときは、当該内容を審査し、補助金交付申請の内容の変更を承認した場合は、身近なまちの防災施設整備事業補

助金交付変更承認通知書（第６号様式）をもって当該申請者に通知するものとする。
２　市長は、前項の規定により補助金交付の変更承認を通知する場合において、必要があると認めるときは、身近なまちの防災施設整備事業補助金交付変更承認通知書（第６号様式）に条件を付すことができる。
３　市長は、前条第１項の申請について審査し、補助金交付申請の内容の変更を不承認とした場合は、身近なまちの防災施設整備事業補助金交付変更不承認通知書（第７号様式）をもって当該申請者に通知するものとする。

（取下げ・取止め）
第 11 条　申請者は、第７条第１項の規定による交付申請を行った後、かつ、第８条第１項の規定による補助金交付決定を受ける前に、事情により申請を取り下げるときは、速やかに身近なまちの防災施設整備事業補助金交付申請取下げ届（第８号様式）を市長に提出しなければならない。
２　申請者は、第８条第１項の規定による補助金交付決定を受けた後に、事情により事業を取り止めるときは、あらかじめ身近なまちの防災施設整備事業取止め届（第９号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）
第 12 条　申請者は、第８条第１項の規定による補助金交付決定通知又は第 10 条第１項の規定による補助金交付変更承認通知を受けて行う事業が完了したときは、速やかに、身近なまちの防災施設整備事業完了報告書（第 10 号様式）を市長に提出しなければならない。
２　前項の規定により市長へ報告する書類には、各要領で定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
(1) 身近なまちの防災施設整備事業補助金収支決算書（第 11 号様式）
(2) その他市長が必要と認める書類
３　市長は、補助事業等が完了したとき、又は補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときにおける補助事業者等の資産及び負債に関する事項について、実績報告書への記載を省略させることができるものとする。

（補助金額の確定通知）
第 13 条　市長は、前条第１項の報告書の提出があったときは、当該内容を審査し、当該報告が適正であると認めるときは、補助金の額を決定し、身近なまちの防災施設整備事業補助金額確定通知書（第 12 号様式）をもって当該申請者に通知するものとする。

（交付の時期等）
第 14 条　市長は、前条の規定による補助金額の確定の後に補助金を交付するものとする。
２　市長は、補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金額の確定の前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

（補助金交付の請求）
第 15 条　第 13 条の規定により補助金額の確定の通知を受けた申請者は、速やかに、身近なまちの防災施設整備事業補助金交付請求書（第 13 号様式）を市長に提出しなければならない。
２　前項の規定は、前条第２項の規定により補助事業の完了前に補助金の全部又は一部の交付を受けようとする場合について準用する。

３　第１項に規定する請求書に添付する書類は、身近なまちの防災施設整備事業補助金交付決定通知書（第３号様式）の写し又は身近なまちの防災施設整備事業補助金額確定通知書（第12号様式）の写しとする。

（補助金の返還請求）

第16条　市長は、第14条第２項に基づき、補助金額の確定の前に第13条に規定する当該通知書に記載されている額を超える交付金の交付をしたときは、身近なまちの防災施設整備事業返還請求書（第14号様式）をもって申請者に請求を行うものとする。

（補助金交付決定の取消し及び補助金の返還）

第17条　市長は、補助金規則第19条第１項の規定により、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正な行為により、補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金を本事業以外の目的で使用したとき。

(3) この要綱の規定又はこの要綱の規定に基づく要件に違反し、かつ、第20条第１項に規定する是正のための市長の指示に応じないとき。

(4) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

２　市長は、前項の規定により、補助金交付決定の全部又は一部を取り消す場合は、申請者に通知するものとする。

３　市長は、補助金の交付後に第１項の規定により交付の決定を取り消した場合は、期限を定めて補助金の一部又は全部の返還を命じるものとする。

４　第２項の通知及び第３項の補助金の返還を命じるときは、身近なまちの防災施設整備事業補助金交付決定取消通知及び返還請求書（第15号様式）をもって当該申請者に通知するものとする。

（入札又は見積の徴収）

第18条　申請者は、補助対象事業に係る工事の請負、業務の委託等を行う場合は、事業者により入札を行い、又は２人以上の事業者から見積書の徴収を行わなければならない。

２　補助対象事業に要する費用が100万円以上である工事の請負、業務の委託等を行う場合は、市内事業者（横浜市契約規則（昭和39年３月横浜市規則第59号）第７条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登記されていない団体をいう。）から前項の入札又は見積書の徴収を行わなければならない。

（財産処分の制限、維持管理及び変更等）

第19条　補助金の交付を受けた者は、補助金額確定の通知があった日から起算して10年以内に、当該補助金を受け整備した財産を処分してはならない。

２　補助金の交付を受けた者は、補助金額確定の通知があった日から起算して10年間、当該補助金の交付の目的が達せられるよう、管理者の注意をもって補助の対象施設の維持管理等に主体的に取り組まなければならない。

３　補助金の交付を受けた者は、第２項に定める期間において、施設の位置又は仕様等を変更する場合は、事前に市長に変更を届け出ることとする。

（指示及び助言等）
第20条　市長は、申請者に対し、この要綱の目的を達成するうえで必要な措置を指示し、又は、必要な助言を行うことができる。
２　市長は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行の状況に関し、申請者から報告を求めることができる。
３　市長は、申請者が提出した報告等により、その者の補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って補助事業をすべきことを指示するものとする。
４　市長は、申請者が前項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、補助事業の遂行の一時停止を指示するものとする。

（その他）
第21条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、都市整備局長が定める。

附　則
この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成27年10月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
１　この要綱は、平成30年10月４日から施行する。
（経過措置）
２　この要綱による規定は、施行日以降に補助金交付申請を行う事業について適用し、施行日前日までに補助金交付決定通知を受けたものについては、なお従前の例によるものとする。ただし、施行日前日までに補助金交付決定通知を受け、完了報告書を提出していない事業のうち、この要綱を適用し補助金額が変更となる場合は、補助金交付決定変更申請を行うことにより補助金額を変更することができる。また、施行日前日までに補助金交付決定通知を受けた事業については、この要綱の様式を適用することができる。

附　則
この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
１　この要綱は、令和３年７月16日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による規定は、施行日以降に申請した事業について適用し、施行日の前日までに申請した事業については、なお従前の例によるものとする。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表(1)

身近なまちの防災施設整備事業補助 対象地区の町丁目

鶴見区	神奈川区	西区
市場上町	旭ケ丘	赤門町２丁目
市場西中町	入江二丁目	東ケ丘
市場東中町	浦島丘	伊勢町１丁目
潮田町１丁目	浦島町	伊勢町２丁目
潮田町２丁目	大口通	伊勢町３丁目
小野町	大口仲町	老松町
岸谷一丁目	神之木台	霞ケ丘
岸谷二丁目	神大寺一丁目	久保町
岸谷三丁目	神大寺四丁目	御所山町
岸谷四丁目	栗田谷	境之谷
北寺尾一丁目	子安通１丁目	浅間台
北寺尾二丁目	斎藤分町	浅間町２丁目
北寺尾五丁目	白幡上町	浅間町３丁目
北寺尾六丁目	白幡町	浅間町４丁目
北寺尾七丁目	白幡仲町	浅間町５丁目
汐入町１丁目	白幡西町	中央一丁目
下野谷町１丁目	白幡東町	中央二丁目
下野谷町２丁目	白幡南町	戸部本町
下野谷町３丁目	白幡向町	西戸部町１丁目
下野谷町４丁目	立町	西戸部町２丁目
下末吉一丁目	中丸	西戸部町３丁目
下末吉四丁目	七島町	西前町２丁目
諏訪坂	西大口	西前町３丁目
佃野町	西神奈川二丁目	浜松町
鶴見一丁目	西神奈川三丁目	東久保町
鶴見二丁目	二本榎	藤棚町１丁目
寺谷一丁目	白楽	藤棚町２丁目
寺谷二丁目	平川町	元久保町
豊岡町	広台太田町	
仲通１丁目	松本町１丁目	
馬場一丁目	松本町２丁目	
馬場二丁目	松本町３丁目	
馬場三丁目	松本町４丁目	
馬場四丁目	松本町５丁目	
馬場五丁目	三ツ沢上町	
馬場六丁目	三ツ沢下町	
馬場七丁目	三ツ沢中町	
東寺尾三丁目	六角橋一丁目	
東寺尾六丁目	六角橋二丁目	
東寺尾北台	六角橋三丁目	
東寺尾中台	六角橋四丁目	
東寺尾東台	六角橋五丁目	
本町通１丁目	六角橋六丁目	
本町通２丁目		
本町通３丁目		
向井町１丁目		
向井町２丁目		

別表(2)

身近なまちの防災施設整備事業補助 対象地区の町丁目

中区		南区	
赤門町１丁目	本郷町１丁目	井土ケ谷上町	永田南二丁目
池袋	本郷町２丁目	浦舟町１丁目	中村町１丁目
石川町１丁目	本郷町３丁目	永楽町１丁目	中村町２丁目
石川町２丁目	本牧荒井	榎町１丁目	中村町３丁目
石川町３丁目	本牧大里町	榎町２丁目	西中町４丁目
石川町４丁目	本牧三之谷	大岡一丁目	八幡町
石川町５丁目	本牧町１丁目	大岡二丁目	東蒔田町
上野町１丁目	本牧町２丁目	大岡三丁目	伏見町
上野町２丁目	本牧原	大岡四丁目	平楽
上野町３丁目	本牧満坂	大岡五丁目	別所二丁目
上野町４丁目	本牧緑ケ丘	庚台	別所三丁目
打越	本牧元町	唐沢	別所四丁目
大芝台	豆口台	共進町１丁目	別所五丁目
大平町	簑沢	共進町２丁目	別所中里台
柏葉	妙香寺台	共進町３丁目	堀ノ内町１丁目
北方町１丁目	麦田町１丁目	山谷	堀ノ内町２丁目
北方町２丁目	麦田町２丁目	清水ケ丘	蒔田町
鷺山	麦田町３丁目	白妙町１丁目	真金町１丁目
諏訪町	麦田町４丁目	白妙町２丁目	真金町２丁目
滝之上	元町１丁目	高根町１丁目	南太田一丁目
竹之丸	元町２丁目	通町４丁目	三春台
立野	元町３丁目	中里一丁目	宮元町３丁目
千代崎町１丁目	元町４丁目	中里二丁目	六ツ川一丁目
千代崎町２丁目	元町５丁目	中里三丁目	六ツ川二丁目
千代崎町３丁目	矢口台	中里四丁目	睦町１丁目
千代崎町４丁目	山下町	永田北一丁目	睦町２丁目
寺久保	山手町	永田北二丁目	若宮町１丁目
仲尾台	大和町１丁目	永田北三丁目	若宮町２丁目
西竹之丸	大和町２丁目	永田山王台	若宮町３丁目
西之谷町	山元町１丁目	永田東一丁目	若宮町４丁目
初音町１丁目	山元町２丁目	永田東二丁目	
初音町２丁目	山元町３丁目	永田南一丁目	
初音町３丁目	山元町４丁目		
英町			
日ノ出町２丁目			

別表(3)

身近なまちの防災施設整備事業補助 対象地区の町丁目

保土ケ谷区	磯子区	金沢区
岩崎町	磯子一丁目	金沢町
岡沢町	磯子二丁目	洲崎町
霞台	磯子八丁目	泥亀二丁目
帷子町１丁目	岡村一丁目	寺前一丁目
帷子町２丁目	岡村二丁目	寺前二丁目
鎌谷町	岡村三丁目	西柴三丁目
神戸町	岡村四丁目	平潟町
桜ケ丘一丁目	岡村五丁目	町屋町
桜ケ丘二丁目	岡村六丁目	谷津町
月見台	岡村七丁目	
初音ケ丘	滝頭一丁目	
星川一丁目	滝頭二丁目	
峰岡町１丁目	滝頭三丁目	
峰岡町２丁目	中浜町	
峰岡町３丁目	久木町	
宮田町１丁目	広地町	
宮田町２丁目	丸山一丁目	
宮田町３丁目	丸山二丁目	
和田二丁目		

別表(4)

身近なまちの防災施設整備事業補助 対象地区の町丁目

港北区	戸塚区	泉区
菊名一丁目	汲沢一丁目	白百合一丁目
篠原台町	汲沢三丁目	白百合二丁目
篠原町	汲沢四丁目	白百合三丁目
篠原西町	汲沢五丁目	中田北二丁目
篠原東一丁目	汲沢六丁目	中田北三丁目
篠原東二丁目	汲沢七丁目	中田西二丁目
篠原東三丁目	汲沢八丁目	中田西三丁目
新吉田東五丁目	戸塚町	中田西四丁目
新吉田東六丁目		中田東一丁目
高田東一丁目		中田東二丁目
高田東四丁目		中田東三丁目
綱島西五丁目		中田東四丁目
仲手原二丁目		中田南一丁目
錦が丘		中田南二丁目
日吉本町四丁目		中田南三丁目
富士塚一丁目		中田南四丁目
富士塚二丁目		中田南五丁目